

別紙3 修繕及び更新区分

	町	事業者	備 考
建物の点検		○	
建物の更新・修繕	○		軽微な修繕は事業者が行う
建設設備の点検		○	
建設設備の更新・修繕	○		軽微な修繕は事業者が行う
外構の点検		○	
外構付帯設備の更新・修繕	○		軽微な修繕は事業者が行う
外構の除雪		○	
厨房設備の点検		○	
厨房設備の更新・修繕	○		軽微な修繕は事業者が行う
食器、トレーの補充		○	
食器、トレーの更新	○		
食缶類の補充		○	食缶パッキンも含む
食缶類の更新	○		
配膳器具の補充		○	
配膳器具の更新	○		
配送料品の補充・更新（コンテナ）	○		
配送料品の補充（青コン、保冷バック）		○	
配送料品の更新（青コン、保冷バック）	○		
調理器具の補充・更新		○	
施設備品の補充・更新	○		町事務室、玄関、多目的会議室
施設備品の補充・更新		○	事業者事務室、更衣室

軽微な修繕とは一部の部品交換などの修繕のことをいう

どちらの負担とするか判断に迷う場合は本給食組合、事業者で協議のうえ決定する。